



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 目次

#### 告 示

- 特定計量器の定期検査（県民生活課） ..... 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉・援護課） ..... 2
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の所在地の変更の届出（福祉・援護課） ..... 3
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） ..... 3

#### 公 告

- 家畜商講習会の開催（畜産課） ..... 3
- 発行行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 4

## 告 示

### 沖縄県告示第612号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成24年12月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
南城市知念字安座真、知念字海野、知念字具志堅、知念字久高、知念字久手堅、知念字久原、知念字志喜屋、知念字知名、知念字知念、知念字山里、知念字吉富、大里字稲嶺、大里字大里、大里字大城、大里字高平、大里字仲間、大里字古堅及び大里字嶺井	平成25年2月4日（月曜日） 午前11時から午後3時まで	久高島離島振興総合センター
	平成25年2月6日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	南城市大里農村環境改善センター
	平成25年2月12日（火曜日） 午前10時から午後3時まで	南城市体験滞在交流センターがんじゅう駅・南城
豊見城市	平成25年2月14日（木曜日） 午前10時から午後3時まで	豊見城市役所
北谷町	平成25年2月18日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	北谷町商工業研修等施設
嘉手納町	平成25年2月20日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	嘉手納町役場
読谷村	平成25年2月21日（木曜日） 午前10時から午後3時まで	読谷村役場

西原町	平成25年2月25日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	西原町中央公民館
八重瀬町	平成25年2月26日（火曜日） 午前10時から午後3時まで	八重瀬町中央公民館
	平成25年2月27日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	八重瀬町具志頭農村環境 改善センター

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
南城市知念字安座真、知念字海野、知念字具志堅、知念字久高、知念字久手堅、知念字久原、知念字志喜屋、知念字知名、知念字知念、知念字山里、知念字吉富、大里字稲嶺、大里字大里、大里字大城、大里字高平、大里字仲間、大里字古堅及び大里字嶺井	平成25年2月4日（月曜日） から同年12月24日（火曜日） まで	特定計量器の取り付け ある土地又は建物その他 工作物の所在の場所
豊見城市	平成25年2月14日（木曜日） から同年12月24日（火曜日） まで	
北谷町	平成25年2月18日（月曜日） から同年12月24日（火曜日） まで	
嘉手納町	平成25年2月20日（水曜日） から同年12月24日（火曜日） まで	
読谷村	平成25年2月21日（木曜日） から同年12月24日（火曜日） まで	
西原町	平成25年2月25日（月曜日） から同年12月24日（火曜日） まで	
八重瀬町	平成25年2月26日（火曜日） から同年12月24日（火曜日） まで	

沖縄県告示第613号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成24年12月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
みどりせいこついん（西祐策）	うるま市みどり町四丁目6番3号サンライ イフマンション104号	平成24年9月19日
りぼん治療院（上里勉）	名護市字名護6496番地5ロイヤルハイツ5	平成24年10月1日

	03号	
まるみや整骨院（仲宗根聖）	那覇市古島2丁目26番地15津嘉山ビル1階	平成24年10月11日
まるみや整骨院（小禄博文）	那覇市古島2丁目26番地15津嘉山ビル1階	平成24年10月11日
うるおす〜潤〜整骨院（砂川賀信）	糸満市字潮平604番地1マンション百屋1階	平成24年11月5日
まるみや整骨院（親泊徹）	那覇市古島2丁目26番地15津嘉山ビル1階	平成24年11月9日

沖縄県告示第614号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年12月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

所在地の変更

指定施術機関の名称 （施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
まるる鍼灸整骨院（森屋誠）	うるま市字宮里868番地8 1階	うるま市字宮里883番地1F	うるま市字宮里868番地8 1階	平成24年9月1日

沖縄県告示第615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年12月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	廃止年月日
金武鍼灸接骨院（高橋寛）	金武町字金武400番地2	平成24年9月20日
まるみや整骨院（宮城厚子）	那覇市古島2丁目26番地15津嘉山ビル1階	平成24年9月21日
まるみや整骨院（赤嶺大樹）	那覇市古島2丁目26番地15津嘉山ビル1階	平成24年9月30日
ナチュラ整骨院（小禄博文）	那覇市字大道172番地沖婦連会館1階1-A号室	平成24年9月30日
まるみや整骨院（玉城陽次及び仲宗根聖）	那覇市古島2丁目26番地15津嘉山ビル1階	平成24年11月1日

公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成24年度家畜商講習会を次のとお

り開催する。

平成24年12月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 日時及び場所

- (1) 日時 平成25年2月12日（火曜日）午前8時50分から午後5時まで及び同月13日（水曜日）午前8時50分から午後5時30分まで
- (2) 場所 那覇地域職業訓練センター 那覇市西3丁目14番1号 電話番号098-868-0439

2 講習科目及び時間

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

3 講習の対象者 家畜の取引の業務に従事するため家畜商の免許を受けようとする者

4 受講手続 受講希望者は、受講申込書に沖縄県証紙3,300円及び申込者の写真（申請前6月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの）を添えて、平成25年2月1日（金曜日）までに最寄りの家畜保健衛生所に提出すること。

5 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年12月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月16日 沖縄県指令土第168号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字登又永田原1143番及び1143番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字登又1143番地 譜久原芳美
- 5 検査済証番号 平成24年12月13日 第3057号
- 6 工事完了年月日 平成24年12月3日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---